

令和2年1月定例農業委員会議事録

開会 1月24日（金）午後4時

（欠席委員）小林委員、加藤委員

（事務局出席者）原田事務局長、加藤事務局次長、富田主幹、酒井主任主査、山口主事、川野主事

（傍聴人） 0名

議長：ただいまから1月定例農業委員会議を開催します。

本日は、農地利用最適化推進員の小林委員、加藤委員から、本日の会議を欠席する旨の届け出を受けており、現在の出席委員は農業委員12名、農地利用最適化推進員7名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

4番、小河壽久委員、5番、原田一豊委員、よろしくお願ひします。それでは、議事に入ります。

議長：議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について事務局からの説明を求めます。

【議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明のありました番号1、三好下の件について、地元の野々山久照委員から御意見をお願いします。

野々山委員：先日、行政区の区長と土地改良工区の工区長及び愛知用水の役員の方と協議をいたしまして、申請地の前面道路には、現在、側溝が入っておらず、畑の水が道路へ垂れ流しの状態なのですが、申請者が道路の中に新たに側溝を入れるということを了解していただいたということです。なお、申請地周辺は住宅がかなり増えてきているというのもあり、申請者も実家が福田町にありますが、福田町には土地がないということで、農地で売買し家を建てるということでしたので、問題はないと思います。以上です。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：確認ですが、この計画図だと転用面積が460平米で、建物面積の1階の床が139ですが、少し建物が大き過ぎるよう見えますけども。

事務局：図面が少し見づらくて申し訳ないですが、建物図面の斜めの斜線が入っている部分が建築面積に当たりまして、真ん中部分の横の斜線が入

っている部分は、建築面積には含まれず、建蔽率につきましては33.93%ということで間違いはありません。

議長：御意見等ないようですので番号1について採決をとります。
番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：2番の申請については、昨年9月の農振除外で審議して、適当であるとの回答がありました。そのときの時点では、下水管に接続するという計画だったのですが、その後、連絡がありまして、下水管に接続するのは非常に困難であるということで、今回、浄化槽を設置して雨水を最終放流するという変更がありました。今回の図面もそのようになっていますので、農振除外とは別の図面なっております。
特に改めて意見はありませんが、問題ないと思います。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので番号2について採決をとります。
番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号3、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：この案件も昨年9月に農振除外で審議し、適当であるという回答がありまして、改めて意見を付すことはございません。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので番号3について採決をとります。
番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第38号 全員賛成3件》

議長：議案第39号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第39号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので採決に移ります。
本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第39号 全員賛成4件》

議長：議案第40号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案について、事務局からの説明を求めます。

【議案第40号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

加納委員：農業委員会の法令遵守の話ですが、法令遵守は当然のことだと思いますが、何故このタイミングでやるのですか。

事務局：前回の農地利用最適化推進会議のときに御案内をさせていただいておりますが、今年度に入ってから、他県の農業委員の不祥事が相次いで発生したことで、改めて決意を新たにすることということで、決議を行うように農業会議から依頼されたものであります。

近藤(雅)委員：個人情報保護を徹底しなければならないということですが、我々、3年の任期ですが、配られた資料を持ち帰るわけです。3年過ぎると資料を処分しますが、そのままリサイクルしますではあまりよくないということで、任期の終わる直前ぐらいに、資料を事務局に渡してシュレッダーにかけていただくということは可能ですか。

事務局：任期の終わられた方については、資料を事務局までお持ちいただければ、シュレッダーにかけて処分をさせていただきます。
また、次の委員さんに引き継いでいただくという方法もありますので、どちらかの方法をとっていただければいいかと思えます。よろしくお願いたします。

議長：御意見等ないようですので採決に移ります。

本件について案の決定に賛成な委員は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、議案第40号について、決定することとします。

《採決結果：議案第40号 全員賛成1件》

議長：続いて、諮問に移ります。

諮問第7号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に対する意見

について、事務局からの説明を求めます。

【諮問第7号、農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤(雅)委員：農地借りるときは農業委員会の中で案件として上がってきますが、返却するときは情報がいないため、解約状況がわかりません。法律上は審議する必要がないかもしれませんが、法人さんの場合は特に規模が大きく、影響力が大きいものですから、何らかの形で報告してもらおうとありがたいです。

事務局：解約については農地法第18条の中で、双方の合意があった場合については届出のみで行われるものになっており、随時受付をさせていただいております。

今、近藤委員からの御提案があったように、今後そういったものについては、御報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長：御意見等ないようですので採決に移ります。

諮問第7号について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、諮問第7号について適当であるとして、市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第7号 全員賛成1件》

議長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

ア 令和元年12月分農地転用届出の受理状況について

議長：ただいま、事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙

手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：以上で、予定していた議事等は全て終了いたしました。これもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：それでは、続いて、農地利用最適化推進会議を行わせていただきます。今月の会議には、2件議題を上げさせていただきます。最初に、事務局から説明をさせていただきます。

- 1 令和元年度利用状況調査の実施状況について
- 2 非農地とする農地の判定手続の変更について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：一同、御起立をお願いします。
一同、礼。

(閉会午後5時00分)